

## 特定既存耐震不適格建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 宮城県（以下「県」という。）は、大規模地震による建築物の倒壊等の被害を減ずるため、建築物を所有する民間事業者等が実施する耐震診断に要する費用の一部を市町村が補助する場合に、補助に要する経費を市町村に対して、予算の範囲内において、特定既存耐震不適格建築物耐震診断助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第15条2項に規定する指示対象となる特定既存耐震不適格建築物をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第一に基づき、建築物の地震に対する安全性を診断することをいう。

### (補助対象建築物)

第3 補助金の交付対象となる建築物（以下「対象建築物」）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす建築物について、所有者が実施する耐震診断に対して、市町村が行う補助事業に限るものとする。

- (1) 特定既存耐震不適格建築物のうち、旅館・ホテル・店舗営業の用に供する階数3以上かつ2,000㎡以上の建築物であること。
- (2) 災害発生時に避難施設の用に供するものとして、対象建築物の所有者等と対象建築物が所在する市町村が協定等を結ぶことが確実であること。
- (3) 過去に耐震診断を完了していない建築物であること。

### (補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用とし、次に定める延べ面積（以下「面積」という。）に応じた費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、判定委員会の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、次に定める費用に1,570,000円を限度として加算することができる。

- (1) 面積1,000㎡以内の部分は、3,670円/㎡以内
- (2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,570円/㎡以内
- (3) 面積2,000㎡を超える部分は、1,050円/㎡以内

(補助金の額)

- 第5 補助金の限度額は第4に規定する補助対象経費の6分の1以内の額又は市町村が補助する額のうち市町村が負担する額の2分の1以内の額のいずれか低い額とする。
- 2 補助金の総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

(交付の条件)

- 第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助金の内容を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の完了期日を変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には別記様式第4号により知事の承認を受けること。

(実績報告)

- 第8 規則12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(年度終了実績報告)

- 第9 市町村は、補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに別記様式第6号により、当該年度の年度終了実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金の全部又は一部について概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(指導監督等)

- 第11 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ補助事業の内容について市町村長に対し指示又は調査することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする